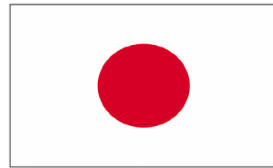


# 日・タイ経済連携協定 原産地規則について



---

2007年10月



経済産業省  
Ministry of Economy,  
Trade and Industry

# EPA/FTA原産地規則の概要

## 1. 原産地規則とは

- 非特惠と特惠
- 一般的な構成

## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則の概要

- 原産品
- 累積、積送基準
- 原産地証明手続、義務及び検認

## 3. 世界のFTA原産地規則

- 世界三極のデファクト
- 東アジアの現状

## 1. 原産地規則とは

### 特惠と非特惠

(1) 特惠とは特定の国に対して関税引き下げ等特別の便益を与えること。

○一般特惠(GSP)・・・発展の遅れている国に対して日本の国内法に基づき一方的に関税引下げ。

○自由貿易協定(EPA/FTA)・・・特定の二国間又は地域として協定を締結し、相互に関税引下げ等を行う。

(2) 非特惠とはいわゆる通常の貿易に関するものであり、代表的なものは世界貿易機関(WTO)体制下での貿易関係を指す。WTO加盟国(現在151)に対しては発展度合等を問わず、全ての加盟国に対して同じ関税率その他の貿易上の条件を適用(最恵国待遇原則)。

### EPA/FTAでの特惠税率の適用

○自由貿易協定(EPA/FTA)又は一般特惠(GSP)での便益関税を適用して貨物を輸入したい者は:

- ・輸入貨物についていずれの制度下の便益関税を受けたいのかを特定(例えば日・マレーシアEPA、日・メキシコEPA、GSP等)し、輸出国側で必要となる手続きについて輸出者と相談、
- ・輸出者は貨物が「**原産地規則**」を満たしていることを示す「**原産地証明書**」を取得し輸入者に送付、
- ・輸入者は輸入申告の際に特惠関税を受けたい旨申請(自動的に最も有利な関税率が適用されるわけではない)し、輸出者から入手した「原産地証明書」を税関に提出、
- ・特惠関税適用の可否を輸入国税関が決定。

(なお輸出者は原産地証明書の内容が真正なものであることを立証する資料を一定期間保管する義務あり)

## 1. 原産地規則とは

### 特惠原産地規則

協定締約国の原産品であるか否か(産品が特惠を受ける資格を有するか否か)を特定するためのルール。第三国による特惠のタダ乗りを防止することを主眼に設計される。

(注1)EPA/FTA等では、輸入国税関は原産品に特惠税率を適用する。輸入者は、税関に対して原産地証明書を提示することにより、当該輸入品が特定のEPA/FTAの原産地規則に基づく原産品であることを主張する。税関では当該証明書の真正性や付随書類を適宜審査の上、適用税率を決定する。

(注2)EPA/FTA交渉では、具体的な産品毎に原産品に適用する特惠関税率(譲許税率)と同様、原産地規則も交渉する。仮に相手国の産業界が絶対に満たせないような(又は節税効果を相殺してしまうような高コストな)ルールを押しつければ、たとえ譲許税率上は無税としても、相手国から原産品が輸入されて来ることはないので、非譲許と同じ効果を生む。こうした観点から、各国はセンシティブ品目の交渉に関して、原産地規則を言わば“第二の関税率”として活用する場合が少なくない。

### 非特惠原産地規則

特惠貿易以外の目的、すなわち通関統計、WTO協定税率適用、貿易救済措置適用、原産地表示等のために輸入品の原産国を特定するルール。原産か非原産かではなく、必ずいずれかの原産国を特定する。当該国内で実質的な生産プロセスが実施されたか否かを主眼に設計される。

## 1. 原産地規則とは

### FTA原産地規則の一般的構成

#### 1. 原産品の定義

次のうちのいずれかを満たす產品  
(a)完全生産品、(b)原産材料のみからなる產品、(c)実質的加工要件

個別品目規則<sup>(※)</sup>

#### 2. 実質的加工要件 の具体的な判断基 準等

- 付加価値基準の詳細な計算方法
- 累積規定
- 第三国からの迂回輸入防止規定  
(原産資格を附与しない軽微な加工の定義、直送基準)

#### 3. 特惠待遇附与に係 る締約国間の手続

- 原産地証明の発給手続
- 原産地証明の真正性にかかる検認手続
- 特惠税率の適用を拒否する根拠規定等

(※)個別品目規則は、各タリフライン(HS6桁)毎に產品の原産資格判定ルールを規定。具体的には、関税番号変更基準や付加価値基準、加工工程基準といった方法を用いて記述する(後述)。

## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則

### 原産地規則章(日・タイ協定第三章)

#### (前半) 原産地規則

- 第28条 原産品(完全生産品、関税分類番号変更基準、付加価値基準等)
- 第29条 累積
- 第30条 僅少の非原産材料
- 第31条 原産資格を与えることとならない作業
- 第32条 積送基準
- 第33条 組み立てていなか又は分解してある産品
- 第34条 代替性のある産品及び材料
- 第35条 間接材料
- 第36条 附属品、予備部品及び工具
- 第37条 小売用の包装材料及び包装容器
- 第38条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

#### (後半) 原産地証明書及び関連手続

- 第39条 関税上の特惠待遇の要求
- 第40条 原産地証明書
- 第41条 照会に対する回答
- 第42条 輸出に関する義務
- 第43条 原産地証明書に基づく確認の要請
- 第44条 原産品であるか否かについての確認のための訪問
- 第45条 原産品であるか否か及び関税上の特惠待遇の決定
- 第46条 秘密性
- 第47条 虚偽申告に対する罰則及び措置
- 第48条 雑則
- 第49条 原産地規則に関する小委員会

#### 別添(附表1) 品目別規則(PSR)

- ・HS条約で定めているタリフライン(6桁)毎に品目別規則を規定。

#### 別添(附表2) 原産地証明書への記載事項

#### 運用手続(OP: 協定とは別途、原産地規則や証明手続の具体的な実施運用手順を定めた文書)

- ・原産地証明書の申請、発給についての詳細な手続き、原産資格判定の計算例、必要な書類の一覧、原産地証明書の様式等について記載。

## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則

### 原産品(第28条)

#### (a) 完全生産品

- ・一ヶ国内で原材料レベルから全て生産・育成・採取された産品
- ・典型例は農水産品(動植物・魚介類等)、鉱物資源

#### (b) 原産材料のみから生産される産品

- ・他国から輸入した原材料を用いて生産された原産部品を含む(例えば、国内の部品サプライヤーで生産される部品と内作部品のみを用いて最終製品を製造する場合など。従って、最終製品には非原産の原材料は使用されていない)

#### (c) 非原産材料を用いて生産される産品(個別品目規則)

- ・第三国からの輸入部品・材料を一部又は全部用いて生産した産品の原産資格判定方法
- ・具体的な基準は以下の3種:
  - ①関税番号変更基準 (CTC: Change in Tariff Classification)
  - ②付加価値基準 (RVC: Regional Value Content、又はVA: Value Added Criteria)
  - ③加工工程基準 (SP: Specific Process rule)

※原産地証明書の申請に当たっては上記(a)～(c)のいずれに該当する原産品であるかを特定する必要有り。

(それぞれ「A(WO)判定」、「B(PE)判定」、「C(PS)判定」に対応)

## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則

### 附属書2（品目別規則）

#### ① 関税番号変更基準 (CTC: Change in Tariff Classification)

1. 当該産品を「原産品」と判定するための条件となる具体的な生産・加工プロセスを、使用する材料・部品の関税番号からの「桁数の変更」により記述する方法。使用する部品や材料が第三国（日本・タイ以外の国）からの輸入品であっても、所要のCTCルールを満たせば生産される産品に原産資格付与。

CC (Change in Chapter: 類変更(上2桁変更))

CTH (Change in Tariff Heading: 項変更(上4桁変更))

CTSH (Change in Tariff Sub-Heading: 号変更(上6桁変更))

2. 一般的に、類変更(CC)が最も上流の素材レベルからの生産を意味し、締約国内でのより広範な裾野産業からの生産・加工作業の実施を要件とすることとなり、困難度の高いルールとなる。逆に、号変更(CTSH)の場合、類似の産品の仕様変更等によっても原産資格が得られる可能性が生じ、容易に原産資格が入手できる反面、第三国産品による「タダ乗り」のリスクも相対的に高くなる。

## HS番号(関税番号)とは

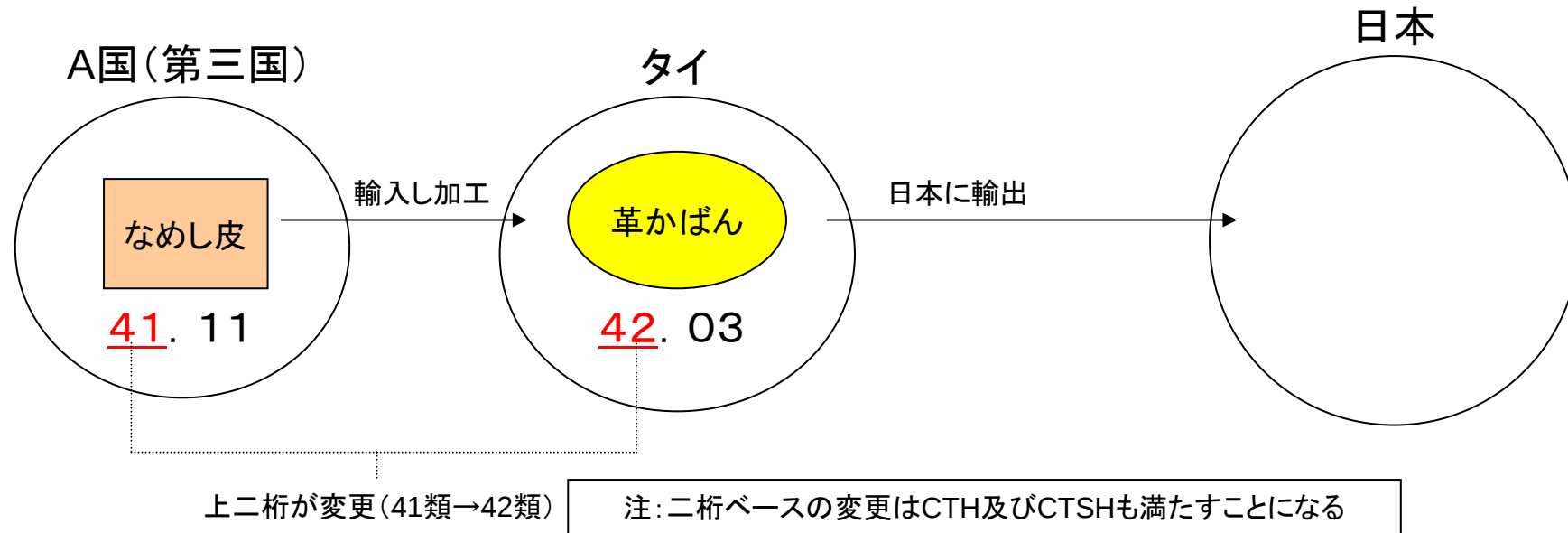
- 類(二桁)、項(四桁)、号(六桁)、細分(日本は九桁:国によって異なる)があり、二桁から六桁まではHS条約によって世界的に統一。
- 貿易される物品を番号によって分類しており、関税率表、通関統計、貿易救済措置における物品の特定等、貿易における物品の特定に使用。
- 桁数が増えるほど物品を細かく区分けすることとなる。

### (HS番号の構造の例示)

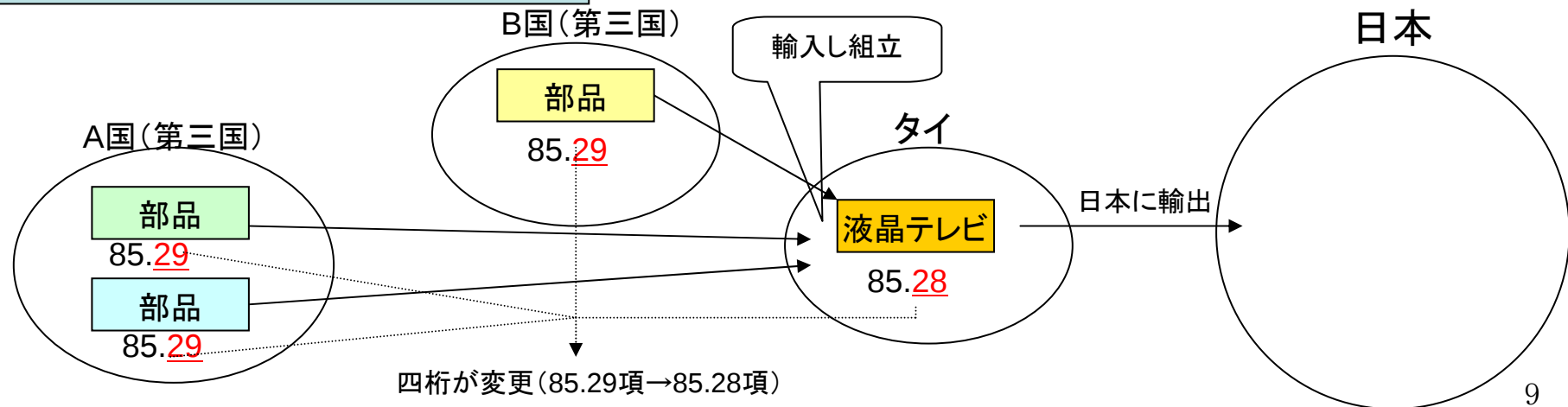
|                                       |   |    |
|---------------------------------------|---|----|
| 84(類) 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品等            | → | 二桁 |
| 84. 82(項) 玉軸受及びころ軸受(ベアリング)            | → | 四桁 |
| 8482. 10 玉軸受                          | } | 六桁 |
| 8482. 20 円錐ころ軸受                       |   |    |
| 8482. 30 球面ころ軸受                       |   |    |
| 8482. 40 針状ころ軸受                       |   |    |
| 8482. 50 その他の円筒ころ軸受                   |   |    |
| 8482. 80 その他のもの(玉軸受ところ軸受を組み合わせたものを含む) |   |    |
| 部分品                                   |   |    |
| 8482. 91 玉、針状ころ及びころ                   |   |    |
| 8482. 99 その他のもの                       |   |    |

## 関税番号変更基準(CTC)の例

### 1. 2桁レベルの変更(CTC)の例

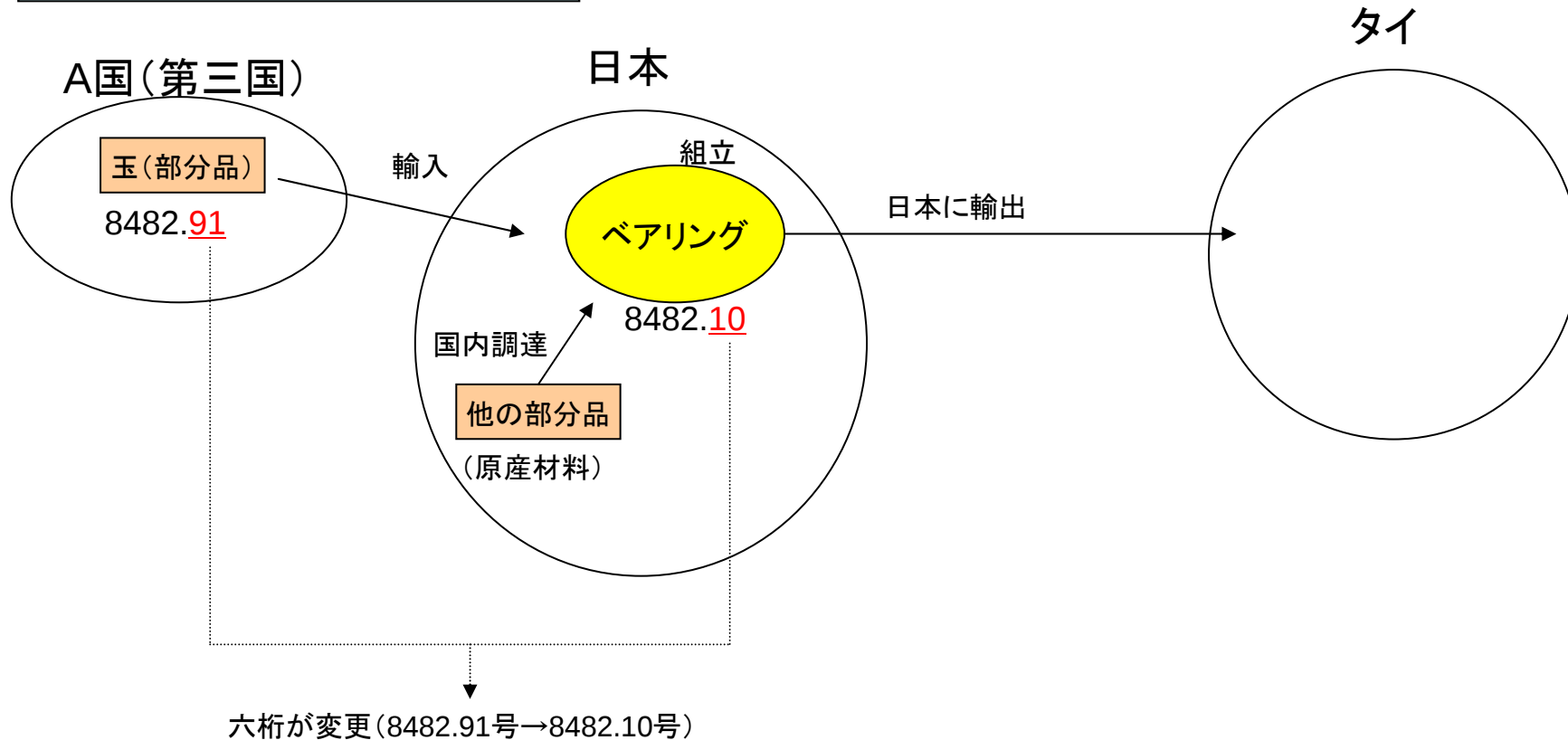


### 2. 4桁レベルの変更(CTH)の例



## 関税番号変更基準(CTC)の例

### 3. 6桁レベルの変更(CTSH)



○関税番号変更基準(CTC)は非原産の材料にのみ適用 → 原産材料は番号変更の有無を見る必要なし  
○非原産材料の関税番号が記載されている書類(輸入時のインボイス等)を保管する必要 → 必要に応じ、輸出する製品の関税番号と突合し、求められる関税番号の変更が起きていることを立証。

## 僅少の非原産材料(デミニマス規定:第30条)

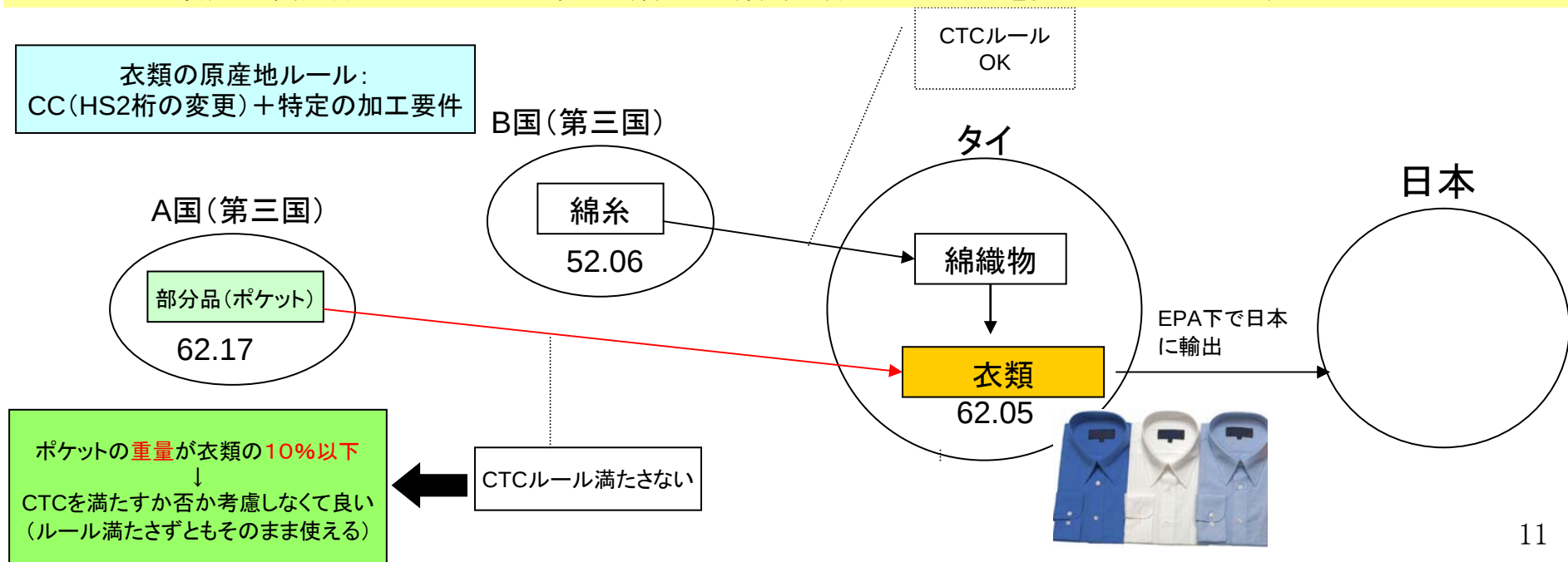
○関税番号変更基準(CTCルール)の適用に当たり:

- ・CTCを満たさない非原産材料の価額の合計が製品の価額の10%以下; 又は
- ・繊維製品(50~63類)については、CTCを満たさない非原産材料の重量の合計が製品の重量の10%以下の場合には、これらの非原産材料は考慮しなくてよい。

※CTCでは全ての非原産材料について必要な関税番号の変更が起こる必要があるが、例外として、僅少な額又は量のものであれば関税番号変更が起こらない場合でも問題なく使用でき、製品の原産資格が否定されることはない。

※付加価値基準では、そもそも相当程度の額の非原産材料が使用可能(閾値が40%であれば60%は非原産材料を使用可能)であり、僅少な額であれば使用可能な範囲に包含されるため、デミニマスの適用なし(非原産材料の価額の合計が10%以下であればその製品は原産資格ありということ)。

○この規定は農産品については一部(19類~24類:価額の7%以下)を除き適用されない。



## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則

### 原産品(28条)、附属書2

#### ② 付加価値基準 (QVC: Qualifying Value Content)

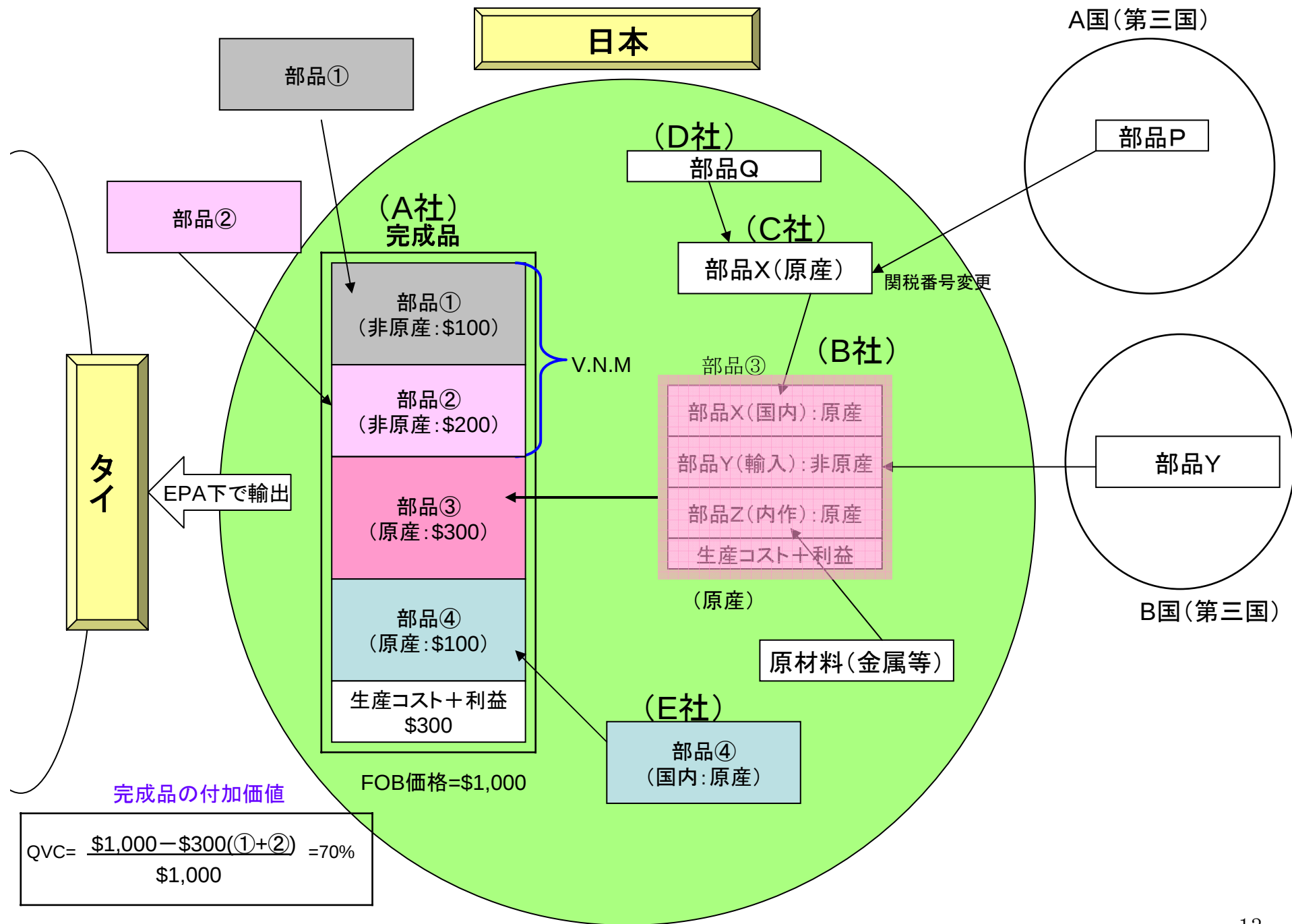
1. 締約国内における生産・加工等に伴い形成された付加価値を価額換算し、当該付加価値が一定の基準値(敷居値)を超えた場合に、当該産品に原産資格を付与する方法。敷居値が高いほど難度の高いルールとなる。
2. 一般的にCTCに比べて域内での調達や産業集積を管理し易く、また敷居値を高く設定することで第三国産品のタダ乗り防止やローカルコンテンツ的な性格を持たせることも容易。他方で、原産性の立証を行う際の産業界の作業負担が小さくなく、また部材サプライヤーが納入先からコスト情報の開示を要求される、服飾・宝飾品のように販売ブランドによって販売価格が大きく変動し得るような品目には不向き、為替や原材料市況の変動に左右される等の問題がある。

＜日・タイ協定では以下の方法で付加価値率を計算＞

$$Q.V.C(\%) = \frac{FOB - V.N.M}{FOB} \times 100$$

(※) QVC: 原産資格割合(締約国における付加価値)、FOB: 産品の取引価額(本船渡しベース)、VNM: 非原産材料(第三国からの輸入部品等)の合計価額、QVCの閾値(最低ライン)は原則40%。

(注) 付加価値の算出に当たっては、累積規定を適用し、相手締約国の原産部品も自国の原産部品と見なして、計算に組み入れることが可能。

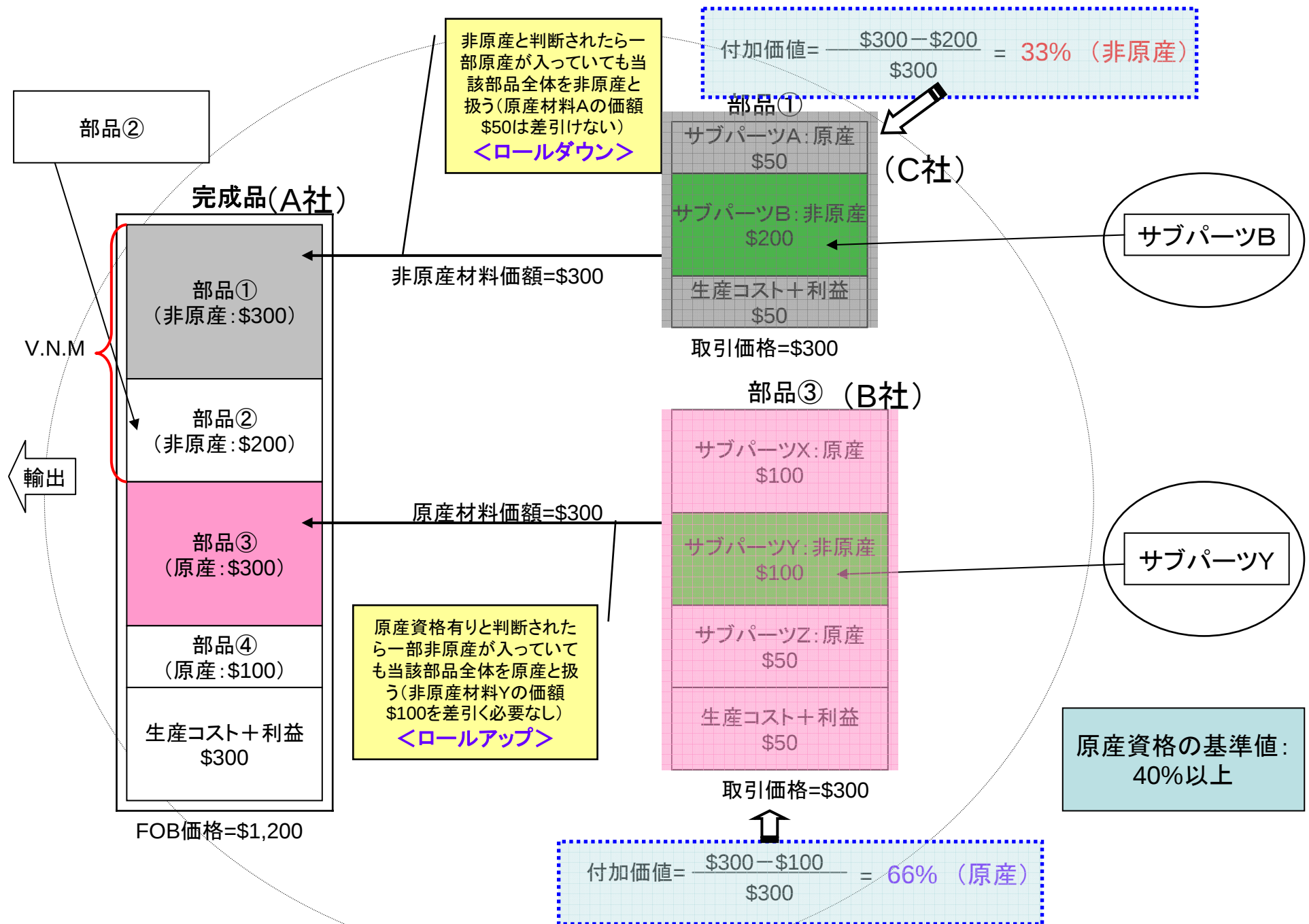


## 原産資格割合(QVC)の計算における非原産材料価額の扱い

○非原産材料の価額＝CIFベース(不明な場合は国内での確認可能な最初の支払い価格)

○輸出製品の生産に使用される原材料(国内調達パーツ等)の中に非原産材料(輸入サブパーツ等)が使われていたとしても、当該原材料が原産品と判断される場合にはこれを100%原産と扱って良く、従ってこの非原産材料の価額をVNMに加える必要はない。(28条7:ロールアップ)

○原材料が非原産と判断された場合には、たとえ当該非原材料の中に締約国(日本又はタイ)原産の材料が含まれていたとしても、この原産材料の価額は考慮されない(原産部分を差し引くことなく、当該非原産材料の価額全体をVNMに含める)。(ロールダウン)



## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則

### 原産品(附属書2)

#### ③ 加工工程基準

1. 締約国内で特定の生産・加工工程が実施された場合に、当該産品への原産資格を付与する方法。使用する材料・部品や、工程の内容を具体的に記述するのが特徴。
2. 産品と材料が同一の号に含まれる場合等、CTCでは規定できない工程をカバーでき、産業界の立証コストはCTC同様低廉というメリットを有する一方で、関税番号に依存せずに材料や工程の定義範囲を明確にする必要が生じ、一般的にはあまり使用されていない。世界的には化学品や繊維製品で当該基準を使用される場合が少なくない。

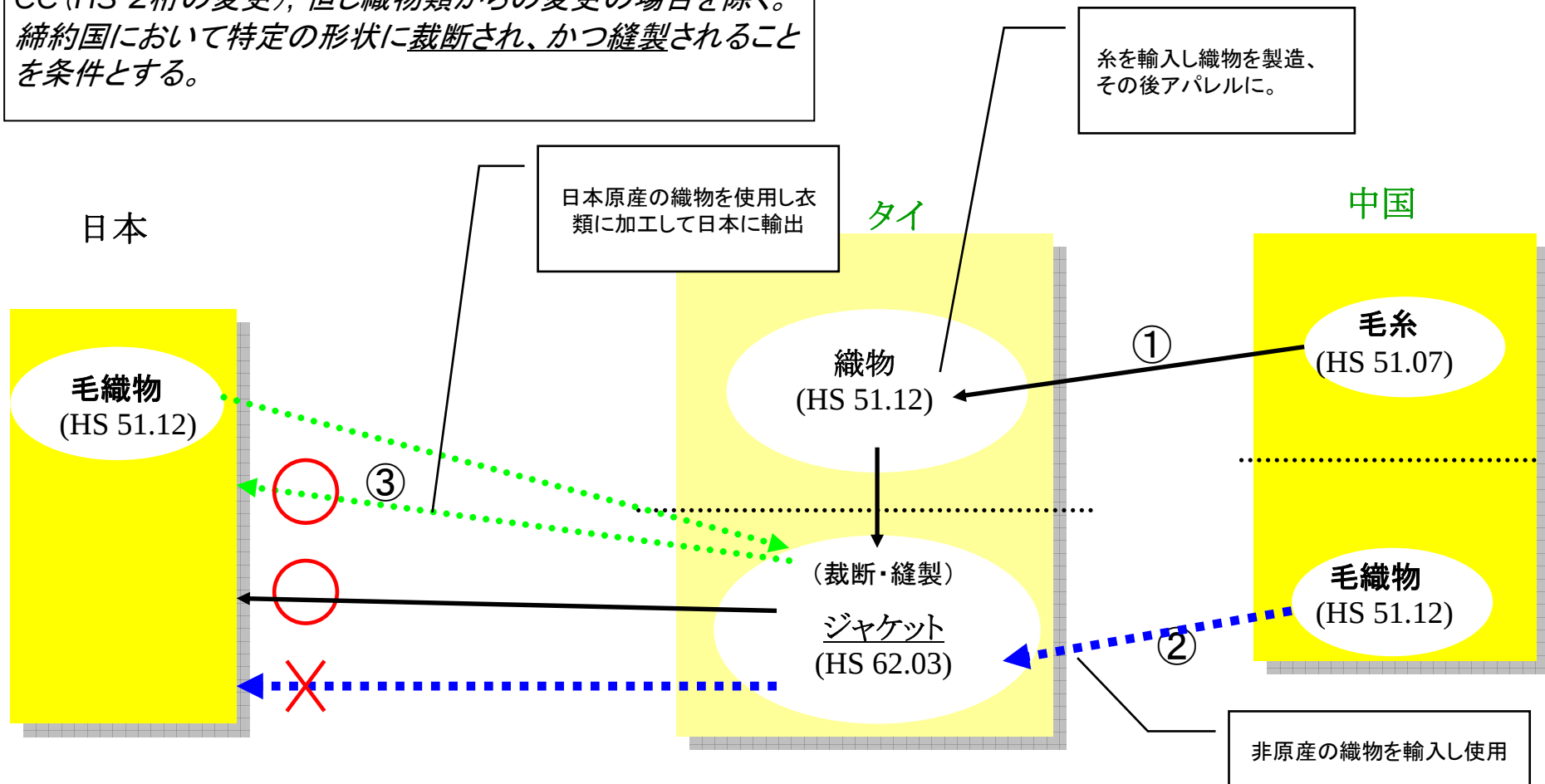
#### ○事例: アパレル製品に関する2工程ルール(次頁参照)

アパレル製品に関し日本は、「糸」→「生地」→「ジャケット」という2工程ルールを関税撤廃の前提条件として提案、合意に至っている。この場合例えばタイの企業は、中国製の糸を使うことは可能であるが、先ずアパレルを縫製するための生地を国内で当該糸から生産する必要がある(ASEAN域内から生地を調達することも可能)。

## 加工工程基準の例(アパレル製品)

### アパレル製品の原産地ルール

CC (HS 2桁の変更), 但し織物類からの変更の場合を除く。  
締約国において特定の形状に裁断され、かつ縫製されることを条件とする。



- ・「織物類からの変更を除く」→非原産の織物を輸入して使用するのは×。原産品たる織物を使用する必要あり。
- ・上記のケースでは、「**タイ原産又は日本原産の織物**」を用いて、タイで「**裁断され、かつ縫製される**」必要あり。

## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則

### 累積(accumulation:29条)

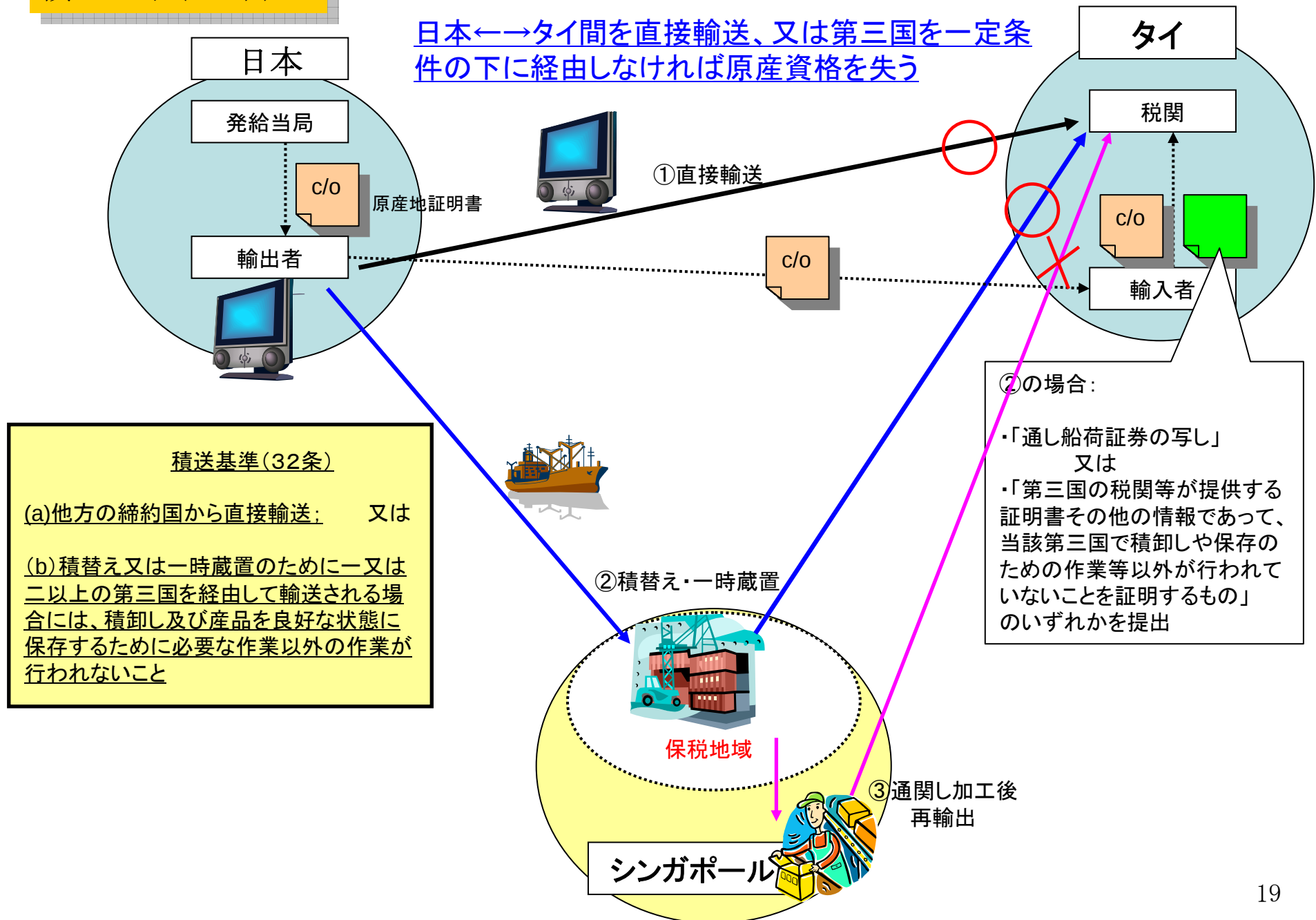
#### ○基本概念

タイの原産品Xが、日本で生産される産品Yの材料として使用される場合、産品Yの原産資格の判定に際して、産品Xも日本の原産材料と見なすルール。

- ・タイ(日本)原産たる産品Xを、日本(タイ)原産と見なす、いわば“締約国間での原産資格の相互認証”規定であり、特惠原産地規則では通常盛り込まれているもの。
- ・更に、異なった協定間での原産資格の相互認証を図る実験的な試みも欧州ではなされているものの、品目別ルールは各協定毎に特定の譲許関係を前提に交渉・設定されたものであることから、第三国による迂回輸入を誘発する危険性も指摘されている。

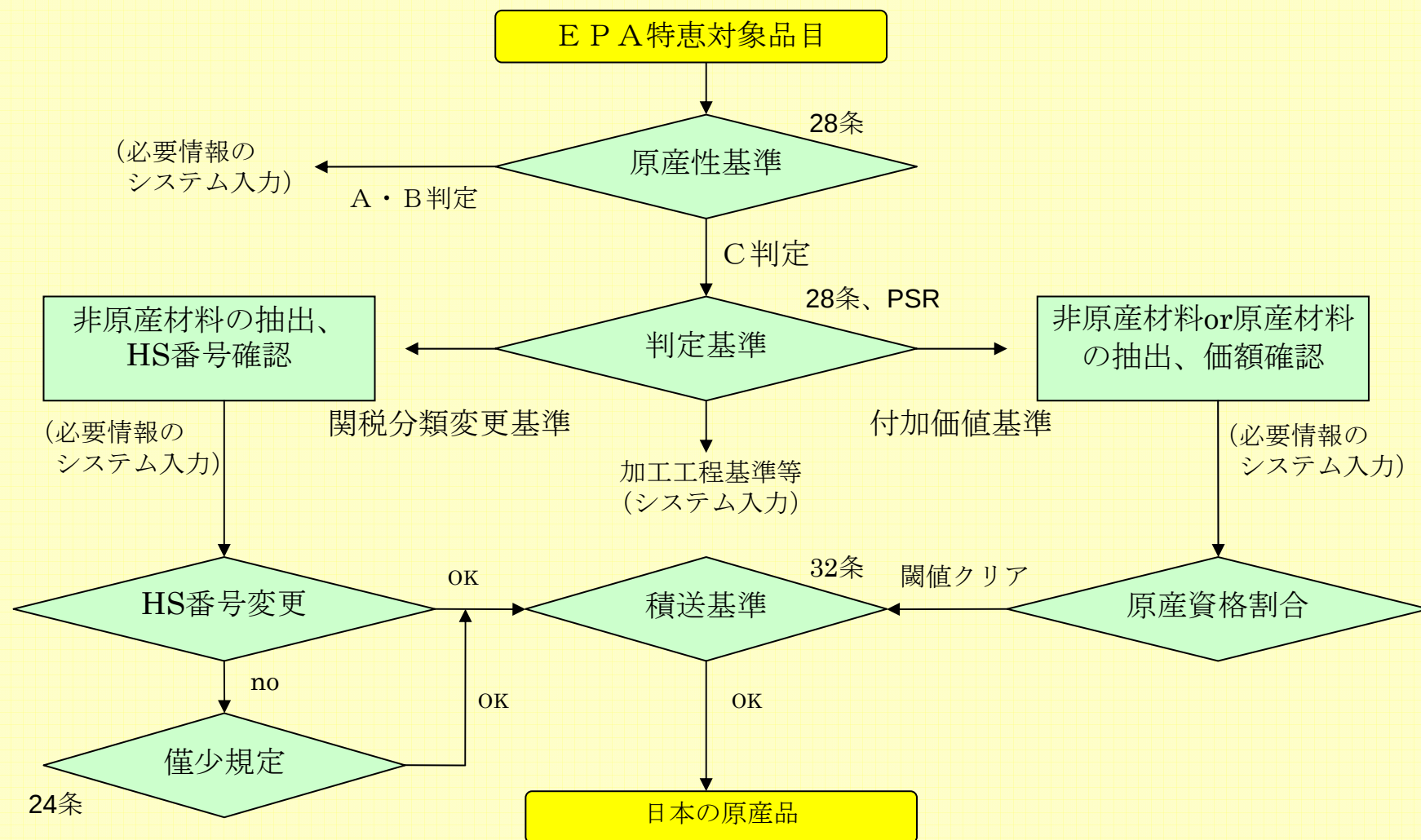
## 積送基準(32条)

日本←→タイ間を直接輸送、又は第三国を一定条件の下に経由しなければ原産資格を失う



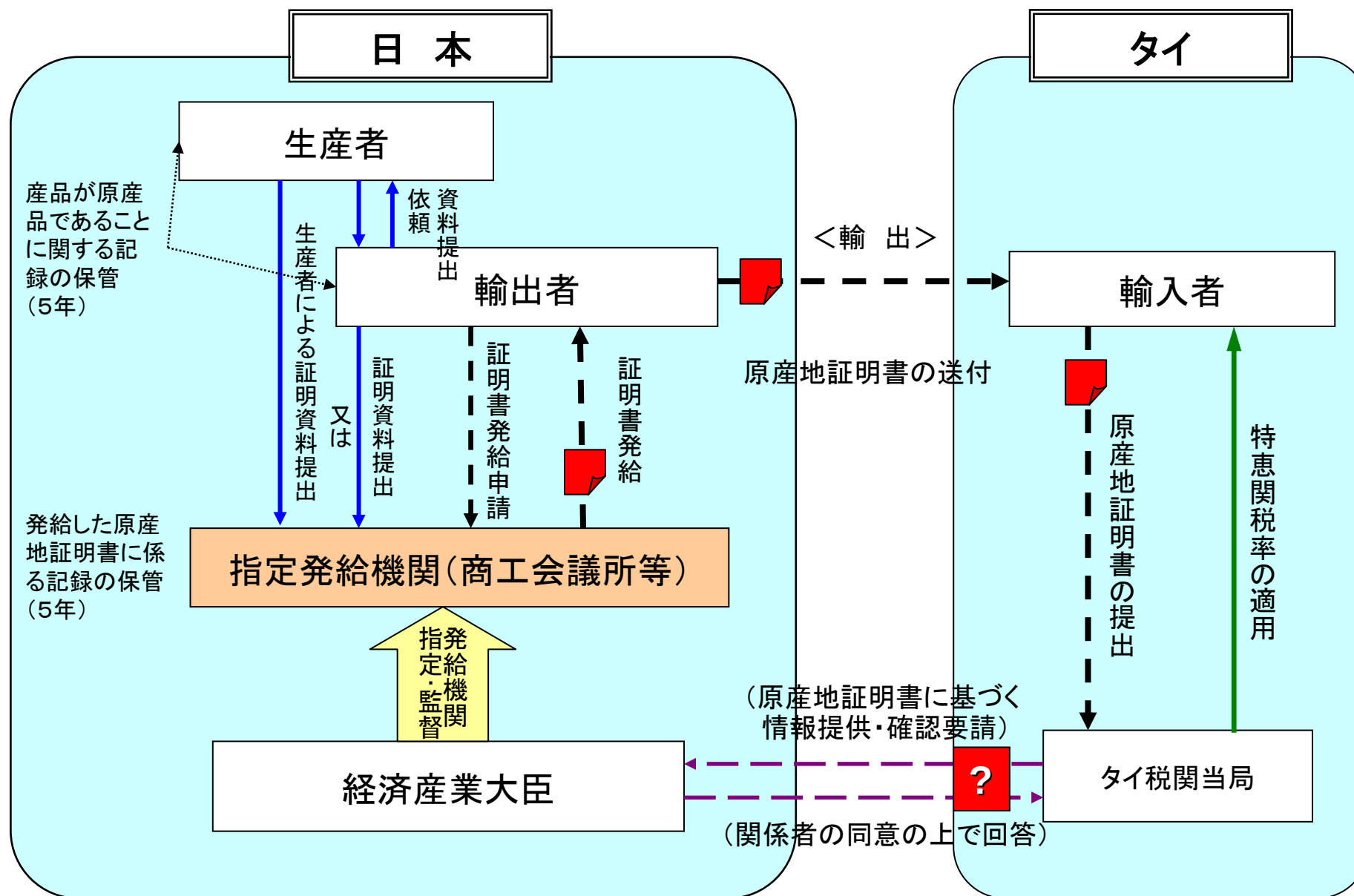
## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則

### 原産地規則と原産品判定



※協定28条及び附属書2（品目別規則）以外に、29条～38条の個別に適用する規則に適宜従う必要がある。

## 原産地証明書発給の基本的な流れ



## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則

### 原産地証明における輸出者（生産者）の主な義務と検認（verification）対応について

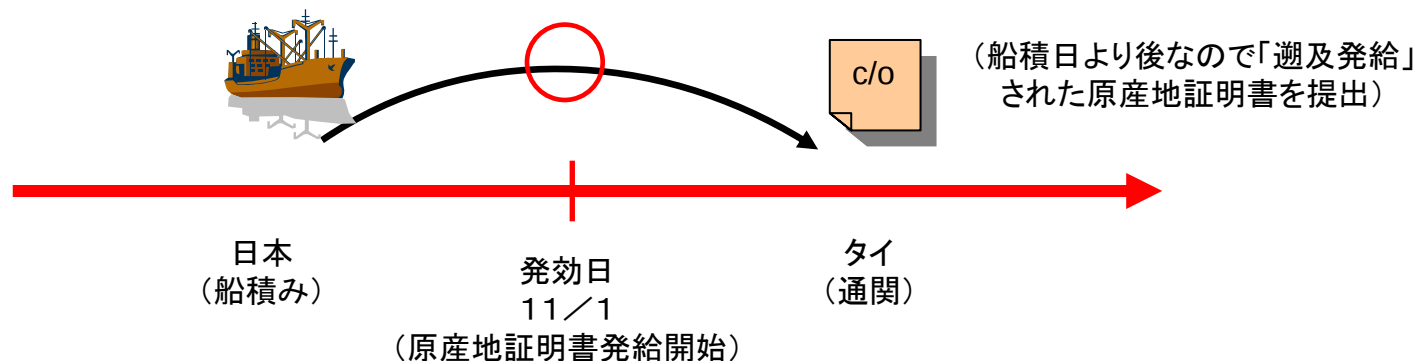
- 原産品でなかったこと等の通知義務（日タイ協定第42条、原産地証明法第6条）
  - ①証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと（5年）、
  - ②申請書の記載又は資料の内容の誤りにより証明書の記載に誤りが生じたこと（1年）、
  - ③証明書に記載された事項に変更があったこと（1年）、
  - ④生産者が提出した資料の内容に誤りがあったこと（1年）について、上記括弧内の期間に指定発給機関等に遅滞なく書面により通知する義務
- 書類の保存義務（日タイ協定第42条、原産地証明法第7条）
  - ・輸出者・生産者が、特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類であって、物品が特定原産品であることを明らかにするために提出された資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類を、当該証明書の発給を受けた日以降5年間、保存する義務
- 原産品であるか否かについての確認（Verification）への対応（日タイ協定第43条、第44条、原産地証明法第30条）
  - ・輸入国税関は、輸出国政府当局に対し、輸入される貨物が原産品に当たるか否かについて原産地証明書を基に情報提供を要請できる。また、輸出国の政府当局が、輸入国政府当局の立会の下に、生産者施設を訪問し情報収集することを要請できる。この要請への対応は任意であるが、回答しないと特惠関税適用が拒否される可能性がある。

## 2. 日・タイEPAにおける原産地規則

### 日タイ協定発効直後の経過措置について(運用手続き規則12条)

○協定発効時に相手国へ輸送中の產品又は一時蔵置されている產品のための経過規定

- ・協定発効時にすでに船積みしており、タイへ輸送中又は一時蔵置されている原產品については、遡及発給された原産地証明書を提出の上、規則に従って特惠関税を要求することができる。



### 原産地証明書上のHS番号の記載について

○HS条約は2007年1月に改訂。我が国でも2007年1月1日よりこれを施行。従って現在、輸出入申告やインボイス作成等通常の貿易手続きでは2007年版HSを使用。

○他方、日・タイEPA協定は改訂前の2002年版HSで合意・締結されており、同協定に基づく原産地証明書上求められるHS番号の記載は2002年版HSに基づき行う必要あり。

### 3. 世界のFTA原産地規則

#### Europe (EU型)

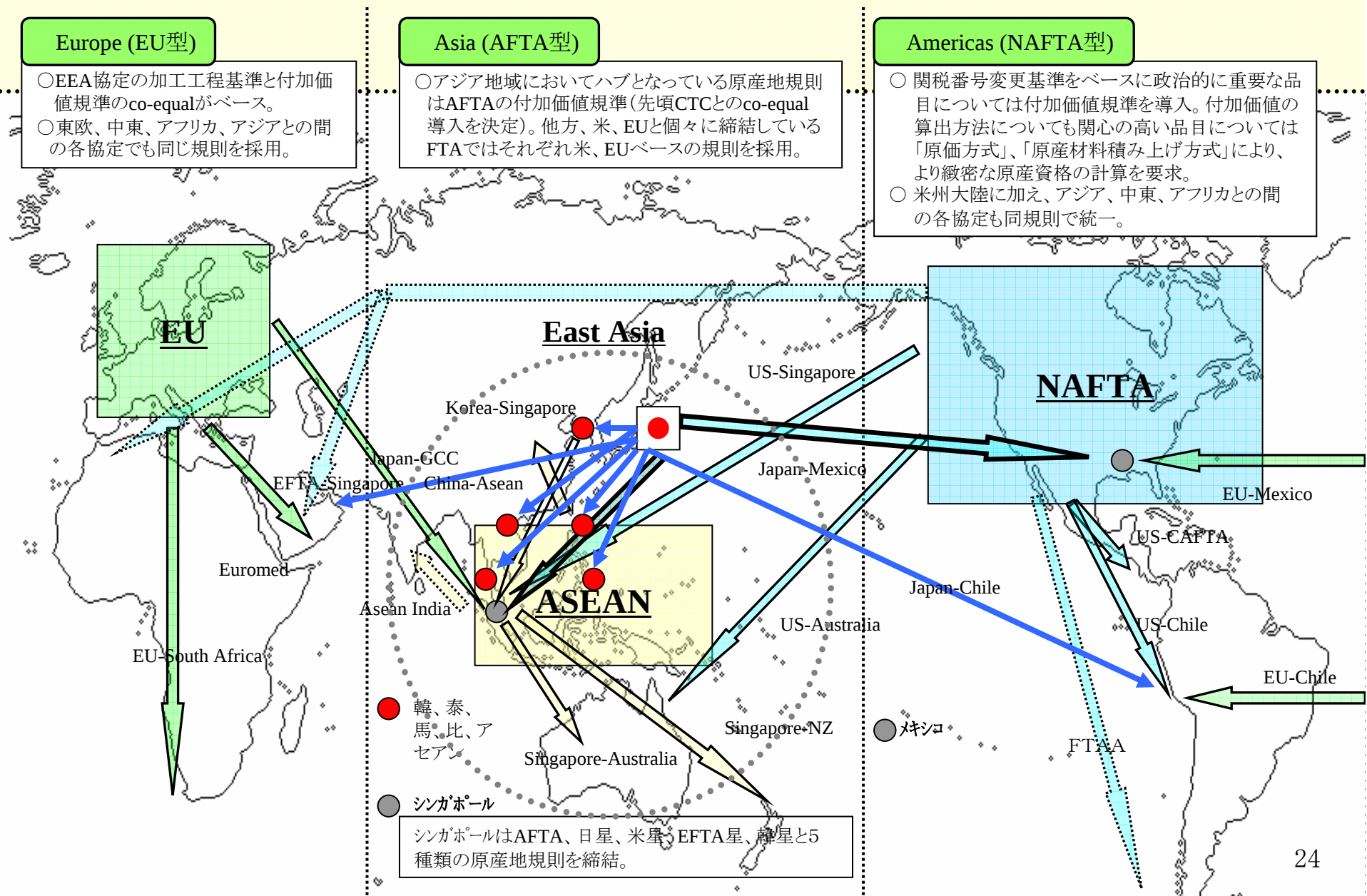
- EEA協定の加工工程基準と付加価値基準のco-equalがベース。
- 東欧、中東、アフリカ、アジアとの間の各協定でも同じ規則を採用。

#### Asia (AFTA型)

- アジア地域においてハブとなっている原産地規則はAFTAの付加価値基準(先頃CTCとのco-equal導入を決定)。他方、米、EUと個々に締結しているFTAではそれぞれ米、EUベースの規則を採用。

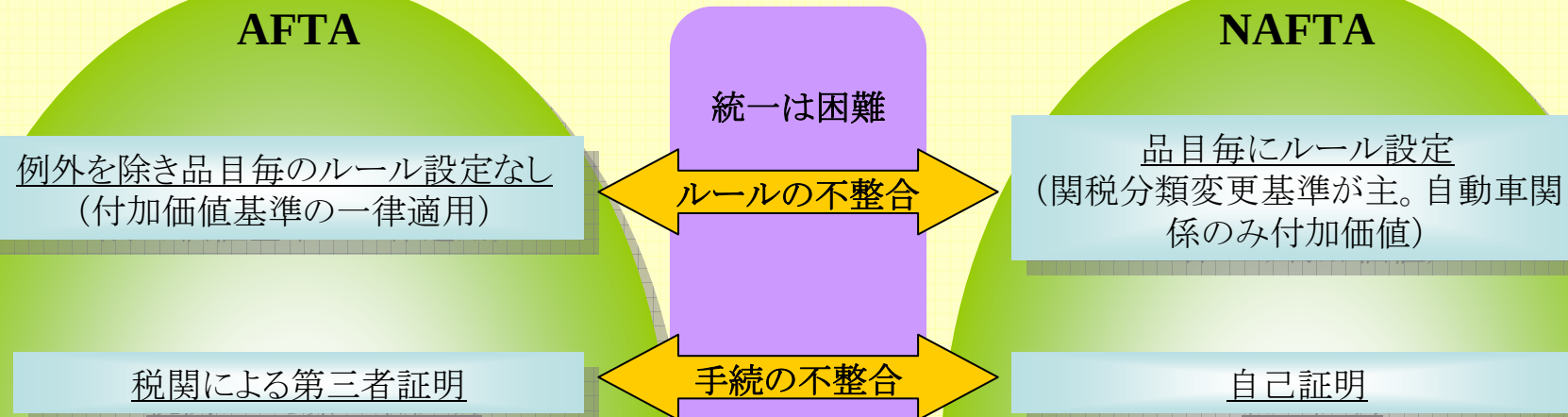
#### Americas (NAFTA型)

- 関税番号変更基準をベースに政治的に重要な品目については付加価値基準を導入。付加価値の算出方法についても関心の高い品目については「原価方式」、「原産材料積み上げ方式」により、より緻密な原産資格の計算を要求。
- 米州大陸に加え、アジア、中東、アフリカとの間の各協定も同規則で統一。



### 3. 世界のFTA原産地規則

#### NAFTAとAFTA原産地規則の対比



#### 運用の不整合問題

※出口（原産地証明の発給審査）、入り口（輸入国税関による審査）双方の手續に係る運用のバラツキの問題であり、AFTA対NAFTAという構図の問題ではない。AFTAの実施に関しASEAN各国税関の運用が異なるという問題も顕在。なお、企業へのインパクトは、出口の運用の不整合問題の方が総じて大きい。日本の場合、同一の協定の実施に際して、日本の運用が相手締約国側のそれよりも一方的に厳しい、又は高コストなものとならないよう、産業界が大きな関心を有している実情あり。

#### (AFTA系派生グループ)

中国-ASEAN、日本-ASEAN、インド-ASEAN、韓国-ASEAN等

#### (NAFTA系派生グループ)

北米各国が中南米やアジア諸国と個別に締結するバイ協定等

### 3. 世界のFTA原産地規則

#### (参考) 東アジアの現状

- 東アジア地域ではハブとなるASEANのAFTA原産地規則(付加価値40%)がデファクト・スタンダード。  
(AFTAの最大ユーザは域内各国の日系企業。)
- これに対し日本は各バイ協定で関税番号変更基準と付加価値基準との選択制(co-equal)を提案。
- 例外はインド。CTCと付加価値の2種類のルールを同時に満たすことを要件とする、原産地証明取得コストの高いルールを採用。

